

第七十三章 斑鳩宮建設

國に二の君非ず

先づ少しばかり前庭を造らう

推古八年(六〇〇)二月頃、倭國は任那を救
う爲め、新羅討伐の軍を出し、五つの城を攻
略した。 (第七十三章) 隋の文帝の項にありて既述
す。 (隋書倭國伝)

推古九年(六〇一)二月 等与刀弥々大王

は、宮室を斑鳩に建て始められたようである。
推古九年(六〇一)二月条に、
皇太子初めて宮室を斑鳩に興てたま

と記されてゐる。(巻頭の第10表参照)

機、目的なども、斑鳩宮を建設しようとしてさ小た動
機、目的などについては、一切詳らかでない。

発見された斑鳩宮の地下遺構の南北中軸線から
西へ十二度振れられていることから推察すると、

斑鳩宮は、私的なものとして建てられたのであろう
と思われ。 (第七十章「斑鳩宮」の項参照)

9110 3773P
3778P 1-8行 GK
3815P 18行
3818P 2-3 20行 9110

天つき改行
3628P 3/2 12°ふれてゐる
3652P
3641P
3814P
紀F1772

3628P
第44回 法隆寺境内平面図

3596

3597P 同文

149P

紀下177 注25 3,815P

4423

天皇事 用明元平御孫 155P3行

宇治谷下82P 井上下128P 紀下177P 坂田幸の訃 既出天皇宮 3597

3652P 4423P 560P 小井308P 宮庭 澄みよる 55P

かとも知れな^い。推古紀九年五月条の^{記事の前後関係}を^{逆に読み}

日^の所^にハ^{奈良}奈良^{盆地}の北^端日^春

等^与刀^弥々^{大王}の都^は、奈良^{盆地}の北^端日^春

定^かで^なり^か前^述の^{よう}に

処^にあ^つた^のだ^らう^か。

では、等^与刀^弥々^{大王}の都^は天^皇宮^は何^れ

檀^原市^木原^町で^ある^とい^う。

古^蹟耳^梨無^行宮^在木^原村^にと^あり^今の^奈良^県

耳^梨の^行宮^につ^りて^は、大^和志^に十^市郡

ひ^て、宮^庭に^満め^り

居^ます。是^の時^に大^雨ふ^る。河^の水^漂蕩

日本^書紀^に、こ^う記^され^てい^る。

推^古九^年五^月天^皇、耳^梨の^行宮

梨^の行^宮で^政治^を行^われた^のか^も知^れな^い。

の^こと^であ^らう^に満^ちた。

そ^こで、等^与刀^弥々^{大王}は、止^むな^く、耳^梨

が^いる^御所^に等^与刀^弥々^{大王}の^天皇^宮宮^庭

り^続ぎ、河^の水^が溢^れて^宮庭^に天^子・国^王

同^年の^推古^九年^六月^一日^五月、大^雨が^降

河^の水[、]宮^庭に^満つ

20頁11行

20頁12行

紀下178頁1行

35

H5.2.28(日)④
T→

紀下190^P3行
228^P末6行

④ 3803^P

3,816^P

経緯 670^P

ほう新
訪問 2024
新 3813^P

政務
④ 4423^P
④ 3597^P
天宮改行

④ 1844^P
④ 1153^P
取注

取注
 大^{おお}雨^{あめ}が降^ふり続^ついて日^ひ佐^さ保^ほ川^{がわ}が氾^{はん}濫^{らん}し^て宮^{みや}庭^{にや}が浸^ひ水^{すい}したので^に等^と与^よ等^と弥^み々^々大^お王^{おう}
 は耳^{みみ}梨^なの行^{かり}宮^{みや}で政^{せい}事^じを執^とられた
 と解^{かい}釈^{しゃく}してみたい。
 *なお大^お後^ご国^{こく}(肥^ひ後^ご国^{こく})の推^{すい}古^こ天^{てん}皇^{わう}の都^{みやこ}が水^{みづ}に見^み舞^まわれたとは考^{かんが}えにくいように思^{おも}われる
 *
 奈^な良^ら盆^{ぼん}地^ち北^{きた}端^{たん}の^に天^{てん}皇^{わう}宮^{みや}に(桑^{そう}川^{がわ}宮^{みや})へ導^{みち}びか
 れていったのだらうか。それとも、耳^{みみ}梨^なの行^{かり}宮^{みや}を訪^{たず}ねたのだらうか。
 ・そう、た詳^{くわ}しい経^{けい}緯^いについては分^わらない。
 一^いか^かと^ともあ^あれ所^{しょ}司^しは、正^{せい}月^{げつ}に至^{いた}る毎^{まい}に朝^{あさ}延^{てん}へ招^{まね}かれ、また其^{その}の餘^{あま}の節^{せつ}も略^{りやく}々^々華^かと同^{おな}じ儀^ぎ式^{しき}の席^{せき}に居^いたものと思^{おも}われる。(既^い述^{じゆ})
 ■なお、後^{こう}年^{ねん}の例^{れい}を見^みると、海^{かい}外^{がい}から^{から}の客^{きやく}人^{にん}の為^{ため}の館^{たね}は難^{なん}波^はにあ^あつたようである。(推^{すい}古^こ紀^き十^{じゅう}六年^{ねん}四^し月^{げつ}条^{じょう}、舒^{しゆ}明^{めい}紀^き二^に年^{ねん}是^{こゝろ}歳^{さい}条^{じょう}等^{とう}参^{さん}照^{しやう})
 ■隋^{ずい}の所^{しょ}司^しもまた、日^{にち}常^{じょう}は難^{なん}波^はに起^{おこ}居^いていたのだらう、と察^{さつ}せられる。

推古紀十年二月条(十一年四月条)の抜粋記事

太「ゴチ」

「非常に重要です」

- 右頁全面に、大々掲載して下さい。
- サイドライン(傍線)を赤色にして下さい。
- 將軍と大將軍を、太「ゴチ」で強調したい。

枠で囲む

12GM
下へつぎ

3, 8/8 - 2/4

十年春二月己酉朔、來目皇子爲下擊新羅將軍、并軍衆二萬五千人。○夏四月戊申朔、將軍來目皇子、到于筑紫。乃進屯嶋郡、而聚三船舶、運三軍糧。○六月丁未朔己酉、大伴連嚙・坂本臣糠手、共至、自百濟。是時、來目皇子、臥病以不果征討。○冬十月、百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書、并遁甲方術之書也。是時、選書生三四人、以俾學習習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習、曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣日立學方術。皆學以成業。○潤十月之亥朔己丑、高麗僧々隆・雲聰、共來歸。

十一年春二月癸酉朔丙子、來目皇子、薨於筑紫。仍驛使以奏上。爰天皇聞之大驚、則召皇太子・蘇我大臣、謂之曰、征新羅、大將軍來目皇子薨之。其臨大事、而不遂矣。甚悲乎。仍殯于周芳娑婆。乃遣土師連猪手、令掌殯事。故猪手連之孫曰娑婆連。其是之緣也。後葬於河內埴生山岡上。○夏四月壬申朔、更以來目皇子之兄當摩皇子、爲征新羅將軍。

「日本書紀」(日本古典文学大系)省殺書影、昭和44年7月15日第3刷発行(七九頁参照)

see 前頁7頁

3.818^p-3/4

万④-375°
万巻19-4260の注に
④4863°

史由水3次210頁

なり。後に河内の埴生山の岡の上に葬る

とある。

○新羅を征つ

○大將軍と

○新羅を撃つ

將軍来目皇子とかが、あい前後してお亡くな

りになったのであろう

と推察される。

なお、

大將軍は、戦乱の際、出征軍の長として

任命される長官であり、大軍の場合に將軍の

上^{うえ}に置か^おれた

という。ハ「万葉集」(四)日本古典文学大系、

岩波書店、万巻十九ー四二六〇の注七参照)

また、蛇足ながらあえて述べると、

来目皇子は、大將軍であつて、

大將軍ではな^い

のである。

それでは、ここにいう大將軍とは、

た^い誰^{だれ}のこと^{こと}な^なのだ^だらう^{らう}か。

この物語においては、先^まに^ま述^{じゆつ}ぶ^ぶの^のよ^よう^うに、

③3814^p4頁
③3815^p18頁
「先に述べたように」

①3574⁰-4/4
①3594⁰-1/2

①3817⁰4/4

①3818⁰-1/3
①3818⁰-4/4
①3818⁰-1/3
①3818⁰-4/4

①156⁰1/4

太子押坂彦人皇子加、新羅を征つ曰大将
軍であつたらう。

と考へてみたい。(第六十九章へ太子彦人皇
子へ上殿・上宮)の項において既述)

へ推古十一年(六〇三)二月ころ、新羅を
征つ曰大将軍(太子押坂彦人皇子)と、新

羅を撃つ曰大将軍(来目皇子)とか、ほほ同
時に蒙去されたのであろう。

と拝察される。(巻頭の第十表参照)
東の日辺日本国の等与刀弥々大王のもとに

二人の計報が伝えられ、引き続いて西の大
倭国の推古天皇からの早馬の報が伝えられた

太子が早世されたこの時に当り、推古天
皇は使者を遣

等与刀弥々大王と蘇我大臣とをお召し
になつた、と解される。とりあえず

將軍として、来目皇子の異母兄の當摩皇子
用明天皇と、葛城直磐村の女廣子との間の

皇子(新羅)を派遣することにされたのであろう。

ともあれ、来目皇子の兄である曰當摩皇子は

91H 382¹/₂ 2行
 383¹/₂ 同
 3834¹/₂ 5行
 3,819¹/₂ 180
 3834¹/₂
 「さらけり主候」前 11行
 紀(四) 270¹/₂
 紀F179¹/₂ 25
 156¹/₂ 2行

(用明記には当麻王とある)

外用明記には当麻王とある) 麻呂皇子の之

羅を征つ將軍とさされたのだった。

推古紀十一年(六〇三)四月一日糸に、

更さらに、来目皇子の兄たぎまのみこ當摩皇子を以て新羅

を征つ將軍とす

と記されてゐる。

七月三日 當摩皇子は、難波より発船し

て、西へ向かつた。

きて、三日後の七月六日 當摩皇子は

播磨に到つた。(紀)

尚、これ以後の當摩皇子の動靜は

しよう(第七十三章へ)日本国し。

の項において述べたり)

*

追つて詳述

天皇し

かなり不審な点がある

かなり不審な点がある

かなり不審な点がある

かなり不審な点がある

紀上310'2

紀(皇)169'注13
紀上310'注15

天の
改行

改行
3819'2

日本書紀 989' 紀下138'
紀上609' 古事記(皇)紀上282'
154'

日本武尊 古事記(皇)154'に多岐の皇子の記載あり
紀上282' 現久岐に言はれ未
双子の弟は下たかろ一孝早く生れり。記に「兄」とも
「とこて」3811' 7(皇)157'

日本武尊(倭建命)

↑↑↑↑↑ 第一表によると、景行天皇は敏
達天皇に相当する。

とすれば、景行天皇の第一番目(双子の兄
弟のうち第一番目)の皇子として生まれた倭建
命(後代の天皇の直系の祖先)は

長子である押坂彦人大兄皇子(後代の天皇の直系の
祖先)に相当するといえようか。

*なお、腹中の双子の弟は下になりて一番目に
生れ、兄は上になりて後で生れるわけである。

日本武尊(倭建命)の物語は『日本書紀』と『古事記』
とでかなりおもむきを異にしており、西征・

東征の道筋も相異なる。その改作の時期は
蝦夷征討が中央政府の重要課題となつた七世

紀後半の時代であろうと推測されていゝ。一七日
本書(上)日本古典文学大系、岩波書店、六〇

〇頁 補注二六参照)
からの帰還途中伊勢

(1)日本武尊(倭建命)は東征の途中において東
国の能褒野(三重県亀山市)に異説もあるで崩御

され、この地で葬られたといひ、時に三十歳
であったという。景行紀四十年是歳条

日本書紀(上)日本古典文学大系 岩波書店 三二二頁 注一五 能褒野(慶
参照)

3819-2/2 7世紀後半(前編)

1399

3,820-2/6

3,091-2/2

つたそうまち

津田左吉 元1489⁸ 記161⁸

紀上600⁸ 226

天正改行

記161⁸ 末

記161⁸ 末

死(1542) 21才

よく知られているとおり、景行記に由来は、景行天皇の御子倭建命(日本武尊)は、伊勢の大御神の宮へ参入り、神の朝庭を拝し、娘に当る倭比売命から草薙剣を賜わったという。津田左吉氏は、一般に英雄の説話は、その基礎に多人数の力によって行なわれた歴史的事件があるに、その事件をそのまゝ一人の行爲として語るのではなく、事件に基づきなからず、離れて何等かの構想を一人の英雄の行動に託して作るのが普通である。

日本武尊の場合も、それは物語製作者の思想から生じたもので、実在の人物の名ではなく、その物語がそのまま歴史的事実を示すものとして出来たものではない。二小の物語の成立時期は、早くても六世紀に入ってからである。

岩波書店、六〇〇頁、補注二六参照) 日本書紀(上)日本古典文学大系

倭建命の説話に、どのような歴

二の頁 29

東征への当初

62 29

1542 21才

史的背景があるのか
この物語では「仮りに」
たいてい

景行朝当時は未だ
天照大神の宮は創建されていなかっただである

うと推察される
外宮・外宮・八幡宮の変遷の歴史へ想像

参考
倭建命の説話の大筋は
聖徳太子存命中の

七世紀頃
景行天皇に相当する
敏達天皇(在位

五七二(五八五)の皇子である
兄皇子の業績

を基として作られたのかも知れない
表の伏線参照

すなわち「少々言い換えると」
英雄伝説は「

①崇神-垂仁-景行-倭建命(日本武尊)-仲哀

②継体-欽明-敏達-押坂彦人大兄皇子-舒明

と「二つの系譜を対峙させ」
創作したものの

1字アキ 紀上146^p 字アキ

紀上126^p新(ニ)ト

3,820^p-4/6

正式に 解り行

ひたすらねんころに履うと。

なのだろうと思われる。

あるいは

西の朝廷の皇太子 押坂房人大兄皇子

後建命は東の等与刀弥々大王(多利思)

房の朝廷の神靈(権威の印)である曰天叢

雲剣を携えて南伊勢山中の滝原神宮へ向かわ

れ天照大神に私にお与え下さり

と懇請された。(第9表参照)

幾代目かの倭姫命から神劍

を正式に賜わった押坂房人大兄皇子(後建命)

は日辺日本の領域を拡大する為東の戦

線へ赴かれた

とこのことなのではなからうか。

補足すると素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

天叢雲剣は素戔嗚の五世の孫天

次頁から

3,820¹-5/6 ④古加太の正式に前頁11行 ⑤3820¹-2/6 3行 10字

八咫鏡と天叢雲劍とは切つても切れない

一體のものである

と見做されていたのであろう。

(二) 天叢雲劍は、

押坂彦人大兄皇子(倭建命)は、

天叢雲劍を携えて伊勢の大御神の

宮へ参入し、神の朝廷を拝礼し、正当な手

續きを踏んで、倭比売命から草薙劍(天叢

雲劍)を賜わった

と理解される。

IF

30%

3,820P-6/6
紀上312P
478

837P-3/4
3474P-4/4
3475P/5

333(うるふ)
閏 218
紀下141P
#上99P
景行天皇と諸國のついであり

前頁

なお、敏達紀十年(五八一)閏二月条に、
こう記されていいる。

蝦夷数千が辺境で敵対した。そこで、その魁帥(大毛人)の綾糟(あやかす)らも召し、詔して、

景行天皇の御世に、お前たち蝦夷のうち殺すべき者は斬り、許すべき者は許した。今

自分は、その前例に従って元悪(もはらあしきもの)へ首謀者(ぼくしや)を殺そうと思おう。

と言われた。と、
という。(第十章(倭国大乱)第六十六章(東表の綾糟)の項におき既述)

つまり、景行天皇と敏達天皇とが関連づけられていて、興味深く思われる。

しかし、その剣は、(倭建命)死去の直後、尾張の熱田社に祭られたとは考えにくい。

天叢雲剣(草薙剣)は、いつたんだ。東の朝廷に返却された。すつと後代の天武

天皇の朱鳥元年に初めて熱田神宮へ送られ、安置されることになったのであろう。(天武紀の

朱鳥元年六月十日条参照。追って詳述) 月四日、再び東西の天皇間の争が表面化した。

推古十一年(六〇三)二月四日に
 皇子が筑紫で薨じられ、さらに新羅を征つた。
 將軍(皇太子押坂彦人皇子)までも亡くなら
 れたという報は、早打によつて、西の都の推
 古天皇に奏上された。(既述)
 聞こえに推古天皇は、聞いて大いに驚かぬ、

二朝あるべからず

新羅を撃つ

H5.3.3水 ③ 3221 紀下46

後 略 3827 3818

3827 3818 3.822P

心の丈 心の扉 誠心戒気 有様云々

おはら 有様云々 御料 御料

③ 3827 ④ 3818 既述

（辛亥年 〱の項参照）

臣を呼び寄せになつた。（既述）
 我々が国の今後の方針をどう定めるべきか、その重要な決定につ
 いて相談したいとお思ひになられたのであろう。
 等与刀弥々大王もまた、当然に、
 べきかを考えておりでになつたと思われ、
 う長い航海中、等与刀弥々大王は思索を深めて
 ゆかぬたに違ひない。
 「私は、東の日辺日本国の大王として、真
 心を尽くし、その務めを果たしてきた。
 しかし、今、私はこう思う。
 この島国に、二人の大王があつてはいけ
 ないのだ。
 それは、今日迄の我が国の歴史が如実に物語
 っている。二朝の世の結末は常
 に痛恨の極みだった。その悲惨な歴史を更に繰返
 してよいものではない。
 等与刀弥々大王は、辛亥年（五三一）に日
 本の大王及び太子・皇子が俱に崩蕩つたこと
 を思わぬにおれなかつた。
 （第六十五章）

我が国の今後の方針をどう定めるべきか

馬子宿禰

日本の「二君」 3869P

小林信明 2295

礼記 2295

不似載天は也 1539P

1929

3.823P

傷れ 痛れ 119

3868P 彼の之 442P 紀下 170P 殺す 938P

破綻 1792P

破綻 1792P

（天）参照

たとえ（漢和辞典）小林信明、小学館、

国を治める天子は一人に限る、というこ

のたとえ（孟子・万章上）天参照

等与刀弥々大王は

崇峻五年（五九二）十一月

東の日辺日本国の大王が弒

されたあの事件を思い起こさ

まるで昨日の事のように鮮

るの傷ましい思い出は、等与

心を大いに苦しめ、苛まか

二朝の世には必破綻が来る

人も、厳しく戒めてい

「は、悲しいことではござ

水加現実なのかも知れませ

蘇我馬子宿禰大臣は、んみ

の文例の幾つかを列記して

「天に二日無し」礼記曾子

「一国に二人の君主のある

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

のたとえ（孟子・万章上）天

現代の... 3820-1/2 197

603 ④3821 P158
203
400

④917P 既述
④956P 既述

④956P 紀362 3,826P-1/2

小林1051P
非義 = 道理に背く
紀上348P

言えは 王位継承の一般的な慣わしとは正反対に

大王が、皇太子になる

よりに思わゆる。一か一ながら、実は先例が存在していた

①四百年前 神功皇后摂政三年(二〇三)の正月三日

大王の位を解かれて、皇太子とす

を受け継ぐ御子、すなわち皇太子とす

退位されたこの皇太子は、去来紗别尊

と推察される。(第十二章へ二代目の仲哀天皇

皇太子とす。の項において既述

条において、後人に悟らるるを以て為であらう

太子とす。因りて磐余に都つくる。是

265

コクヨ ケー20 20x20

紀上348P末行 (第10巻) 484

の... 10百年利=摂政3年

3,826^P - 3/2

かくん元 とうほう
確信 385 双降 元 1295^P
前々 10/11 あり

(一概に) 必ず 17
直義

何気なく 1664^P
慎重 1158^P

と、エリげなく記されていゝる。
 去來紗別傘の前例があるのだから、この私が
 大王の地位を退いて、皇太子になつた
 と、一々、パー、道理から逸脱してゐるというにと
 にはなるまい。
 等と刀刃大王の胸中には、
 どうあつても朝の深き断絶したい。
 船は、さらに幾日もかけて西の方へとひた
 すら進み、ついに筑紫の島の浜辺に着いた。

＊

い143 居並ぶ142 田村皇子 紀下216 末35行

おも 面323 憂えるに219

3,827 P-1/2 遠行 ⑦3818 P-3/3 紀下178 末

⑦3837 P-1/2 ⑦3921

「日本国」・「天皇」

推古天皇は、等与刀弥々大王（後の

皇太子）および蘇我馬子大臣をお召しになり

謂いて、宿禰

「新羅を征つ大將軍、および来目皇子が蒙

いてしまいました。其の大きな事（新羅征

討）に臨んで、それを遠行することか出来な

くなつてしまいました。たいへん悲しく思ひます

と言われた。

国家の前途を

居並ぶ者達の面にも、配して憂えてい

る様子がありありと見てとれた。

ある者は、田村皇子（押坂房人大兄皇子

へおそらく、西の大倭国の皇太

子、後の舒明天皇）が、

子になられるのであろう

と思つた。

3.827⁰ - 3/2

603 11
593 1
10 10

3574⁰ - 3/4

推古 11 11才 つかさど
1/10 1才 掌る 紀7556
小林 433'

一かしなから、
 へ田村皇子は、女帝を補佐して国政を掌る
 には、未だあまりにも幼なすぎる
 とお思えた。
 先皇の御幼少のうちに、
 へ田村皇子（後の舒明天皇）は、推古元年
 （五九三）に出生された
 ように推察される。第六十九章へ太子彦人
 皇子の項において既述
 とすべし

十一歳であった
 ということになる。

*

小林 3823 8行 最後 行末 256 3,828P-1/2 天孫 小林 271 早世 若死 1290 小林 468 皇太子 胸塞 190 1566

再拜みすると、お立ちになると、
 皇太子 押坂彦人皇子がお亡くなりになって
 胸の内の思

私のお心は痛み、胸塞がるばかりでございませす。
 本来ならば、この国の大王として君臨さしめら

へき筈でありましたのに、早世さしてしまひ
 天に誓たなかつた、とが誠に惜しまれます。

打ち明けて申し上げますと、かねてより
 打明けて申し上げますと、かねてより

打明けて申し上げますと、かねてより

打ち明けて申し上げますと、かねてより

打ち明けて申し上げますと、かねてより

打ち明けて申し上げますと、かねてより

打ち明けて申し上げますと、かねてより

打ち明けて申し上げますと、かねてより

小林信明、小学館「天孫曆数」参考

次頁から

3,828^P-2/2

併存 1987
並立 1988

一息吐く
並立 1988

吐く
並立 1988

1482^P
呼吸する
小田宮推古11年10月4日

推古十一年(六〇三)十月四日の小田宮への遷都以前の宮

なりません

■ 一体、等与刀弥々大王は、何を言おうとし

ておいでなのだろうか。

■ 豊浦宮の朝廷にあらりと並ぶ者達は、キ

ツとした表情で聴き入った。

■ 等与刀弥々大王は、一息吐いたのち、続け

てこう言われた。

「この海中の島に並立している西の日本国と

東の日辺の国である日本国とを

合わせて、一つの国家とするべきではないで

しようか。

つまり、東・西の二朝の世を廃止し

朝の世を実現したいものです。

また、「倭国」という国名には優雅さが全く有

りません。そこで東・西の二国を併合した

新たな国家の名を日本国と為すかよろし

かろう、と存じます。

廃止
絶
途
終

旧唐書倭国日本伝 35 146 3/5 } 版
3585P, 3910P 28同文 3910P 8730 3/4

3,829P

3897P

前頁

日本は改めて日本と爲すと。或は云う、日本は
 或は曰う。倭國自ら其の名の雅ならざるを悪
 在るを以って、故に日本を以って名と爲す。
 日本は倭國の別種なり。其の日本邊に
 いる。旧唐書倭国日本伝に、こう記さぬて
 のだった。の名称として
 国家はまことにふさわしいと
 思えてくる
 といふ名は美しい細音キを持つており、
 新しい
 いかし言ゆめて考えとみるに、
 日本國
 日本國は、その小は今まで、日本國の
 日辺(東方)にある一小國の呼称にすぎな
 った。

2.4km - 29,400 / 30,395 = 968里 周1200歩 @ 135° 19' 「小町」⑬ - 1/2 - 5里 @ 1033° - 1/2
 ⑬ 136° 8.400m 39m 227里 / 1300m 4300m ⑬ 3910m 10歩 367,525 0.5km / 1000 500km 対元 316 小林 716 岩波 文庫 五十六 五十九 五十六 五十九 九三頁の百六頁 唐書 倭 其の國の都、方數千里 大略、事實を述べたもの

舊小國、倭國の地を併せたりと。其の人、入朝する者、多く自ら珍大(韓大)實を以て對えぬ。故に中國焉水を疑う。又云う、其の國の界、東西南北各と數千里あり、西界南界は咸な大海に至り、東界北界は大山有りて限りを爲し、山外は即ち毛人(蝦夷)のなりと

また、日本國の改名等について、新唐書日本伝にはこう記されてゐる。後稍々夏音を習ひ、倭の名を惡み、更めて日本と號す。使者自ら言う、國日の出ずる所に近し、以に名と爲すと。或は云う、日本は乃ち小國、倭の并す所と爲る、故に其の號を冒せりと。使者情を以てせず、故に焉水を疑う。又妄りに夸る。其國の都、方數千里南・西は海に盡き、東・北は大山を限りとす。其外は即ち毛人と云う

日本伝 東史 日本伝 元史 日本伝 三五三三頁 九三頁の百六頁 唐書 倭 其の國の都、方數千里

今日ケ-20 2020 今由の由3826 - 1/2 19 ⑬ 1463° - 1/2 = 30,000 / 30 = 1000里 2.400m

コケヨ ケ-20 2020 今日ケ-20 2020 今由の由3826 - 1/2 19 ⑬ 1463° - 1/2 = 30,000 / 30 = 1000里 2.400m

3,830^p - 7/2

附書紙74^o3^o并
目出するは230
前頁11并

こつ 似付の外わい ④3829^o13并

薄紙を15枚
のりする

*

のなのであろうと思われ。 みすけの言を
 足するかのようたこう仰せられた。 おお
 この島は、中国大陸の東に位置して たいりく
 一つの国となし、倭国と日辺国とを合 わ
 の日辺の国と日本国と呼ぶのが適切で あ
 しょう まじらう
 補 ほ

自らの言を みすけの言を

押す おし

おは 大王の位をみりて

皇太子

日本史辞典 690 p 392 東政(東野公) 3831 1/2

人皇

おお 仰せられた 版3行 3830-1/2

のなのであろうと思われぬ。

等とよとみ大王は、さらに続けて、こう仰せられた。

「言うまでもなく、大倭国と日辺日本国とを併せたこの新たな日本国には、唯一人の天子が坐し、その天子は、日本国中つうらうらまでも、あまぬく統治されるので、その天子は、大王でなく、天皇と呼ばれることになりましよう。」

中国における「天皇」は、「三皇」(天皇)

地皇・人皇)の一つであるが、時に北極

星を神格化して、天皇大帝と呼んたり、扶

桑大帝東王公を、天皇と称したりする例が

ある。

そして、天皇の称が日本で使用されるよ

うくなった時期については、推古朝説のほ

か、天武・持統朝説などがある。(「日本史辞

典」東京創元社「天皇」参照)

な

20

ほさふ
補佐 2034 P

3

3,832 P

推古 用明 紀休 325
紀上 172 用明の同母政
3828-1/2

日皇太子とならぬる時に溯る、と考えてみ
た。

米

ここの、等与刀弥々大王は、大倭国の

女王であり、叔母にあたる豊御食炊屋姫の目

を見つめ、きつぱりと、ここの言われた。

この日日本国に、二人の天皇が

つはならぬの、です。天皇にならば

き御方は、貴女様、豊御食炊屋姫をおいてほ

かにはおられませぬ。どうぞ、立てて天皇とな

つて下さ。私は、大王の位を退き、皇太子

として、補佐いたしましう。

女王、豊御食炊屋姫の目には涙があつた。

何と悲しいことばかり耳にしなればなら

推古天皇

20

605年10月
推古11年 603年2月
2年

良悪 2280
3827 1/2
3,833 P-1/2

わきま 2372
おの 1625
官職を置く 1132

太子は、推古十三年（六〇五）十月の斑鳩の

なりのでしよう。新羅を征つ大將軍と来目皇

子が夢見たという知らせを聞いて、それだけ

でも堪え難く、悼ましり思ひで一杯なのに、

御意向をお伺いしようなどは、夢想だに

ておりませんでした。

東・西の二朝を別ち治めるといふ倭国古来

の麗しいならわしを廃し、大君は自ら大王の

位を退いて皇太子の位に甘んじたいと仰せら

れるのですもの。私の心は、弁えもなく、千

々に乱れるばかりです。

二つの朝廷を無事に滞りなく統治するとい

う其の大きな事だ臨んで、私達はついに遂

ぐこのことが適わらず、後世に伝えることも出来な

くなるのですね。

そのことの良い悪しにつりてはよく分かり

ませんが、何故かしらとて、辛く哀しく思

てなりました。

皇太子

聖徳

新羅を征つ大將軍と来目皇
3827 1/2
1657

1874年
詔勅 1102
征討 3,834^P

使命 命せしめ用向き 3819^P 1/2 12行 紀下180^P

F 4/2
4/2

前頁

しかしながら、新羅征討は立ち消えになった
ようである。乃ち當摩皇子は、遂に征討こと
をせず、帰つていつたという。
を見てみよう

推古紀十一年(六〇三)七月条には、
「六日に、當摩皇子、播磨に到る。時に、
従ふ妻、舍人姫王(欽明皇女)赤石に薨せぬ。
仍りて赤石の檜笠岡の上に葬る。乃ち當摩皇
子返りぬ。遂に証討つことさせずし
とある。

国家の使命を帯びて新羅討伐に向かったであ
らう將軍が、妻がこくなつたからといって、
たぶん出征を取り止めたりする筈はあるまい
新羅征討が中止されたのであろう、と想
文

米